



浜松市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給について

国が「物価・賃金・生活総合対策本部」（令和5年3月22日開催）において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（地方創生臨時交付金）に「低所得世帯支援枠」を設け、住民税非課税世帯を想定して3万円を目安に支援することを決定しました。

これを受けて、本市においても令和5年度住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり3万円を支給します。

つきましては、本市における手続き等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 支給対象

(1) 令和5年度住民税非課税世帯

基準日（令和5年6月1日）において、本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

(1) のほか、予期せず令和5年1月から同年9月までの家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ (1)、(2) いずれの場合も、令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象となりません。

2 支給額

1世帯あたり3万円 ※1世帯につき1回の支給となります。

3 手続き方法

(1) 令和5年度住民税非課税世帯

① 「支給のお知らせ」が届く世帯

・令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）を世帯主口座で受給した世帯で一定の要件を満たしている世帯の世帯主あてに、6月30日（金）に「支給のお知らせ」を発送します。

・「支給のお知らせ」に記載された口座を変更する場合や受給を辞退する場合は、「支給のお知らせ」に記載された期限までにコールセンターに連絡する必要があります。口座の変更などがない場合は手続き不要です。

② 「確認書」が届く世帯

ア ①以外の世帯で令和5年1月2日以降に市外から転入された方を含まない世帯

- ・6月30日（金）に対象世帯の世帯主あてに「確認書」を発送します。
- ・「確認書」に必要事項を記入して、必要書類を添えて返送してください。

イ 令和5年1月2日以降に市外から転入された方等を含む世帯

- ・本市が転入前の市区町村に課税情報を確認できた世帯には、7月中旬から順次、確認書を郵送します。
- ・「確認書」に必要事項を記入して、必要書類を添えて返送してください。

(2) 家計急変世帯

申請が必要です。6月30日（金）から申請書の配付・受付を開始します。申請書は、浜松市価格高騰重点支援給付金コールセンターに連絡するか、お近くの区役所社会福祉課で入手してください。

4 支給時期

(1) 「支給のお知らせ」が届いた方

① 口座の変更を希望されない方

「支給のお知らせ」に記載の口座に7月28日（金）を目安に支給を開始します。

② 口座の変更を希望される方

口座変更の届出書を市が受理した日から起算して、3週間から1か月程度で指定された口座に振り込みます。

(2) 確認書または申請書で手続きをされた方

市が確認書または申請書を受理した日から起算して、3週間から1か月程度で指定された口座に振り込みます。ただし、提出された書類に不備があった場合には支給が遅れることがあります。

5 提出期限

令和5年10月2日（月）※当日消印有効

- ・申請書類等の受付は郵送のみです。

6 お問い合わせ先

【浜松市 価格高騰重点支援給付金コールセンター】

フリーダイヤル 0120-034-053（通話料無料）

受付時間 8:30～17:15【土日祝を除く】

※英語、ポルトガル語、ベトナム語など外国語の通話も可能です。



浜松市区再編
中央区・浜名区・天竜区



2/2



SDGs 未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」